

## これまでの医療保険部会における議論の整理

社保審一医療保険部会

第9回 (H16.7.28)

資料2

事項と論点案	各委員の意見・指摘事項
<b>1. 基本的な考え方</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安定的で持続可能な医療保険制度の構築</li> <li>○ 給付の平等・負担の公平</li> <li>○ 良質かつ効率的な医療の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民に安心を与える医療保険制度を構築することが大切ではないか。</li> <li>○ 「負担の公平」を論ずる際には、保険料のみならず、税負担も含めて議論すべきであり、社会保障制度の総合的な改革を税制改革とともにを行うべき。</li> </ul>
<b>2. 高齢者医療の在り方</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 若年からの保健・疾病予防の充実強化</li> <li>○ 前期高齢者、後期高齢者の特性に応じた医療の在り方</li> <li>○ 保健・疾病予防や介護との連携・役割分担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集団としてみた場合、75歳を境として、生理的機能の低下に起因する多病や老年症候群という特徴が見られるようになる。これに対する対処の方法としては、臓器別・疾病別の治療を行うのではなく、総合的機能評価（C G A）アプローチを通じて患者の全体像を把握した上で、疾病の治療とQ O Lの維持向上を図ることが重要である。また、若い頃からの疾病予防も重要である。</li> <li>○ C G Aアプローチは、術後の結果がよくコストも下がるものであれば推進すべき。</li> <li>○ 急性期医療においてどれほどキュアとケアを連携させられるかが重要であり、その際にC G Aなど様々なアプローチが必要となる。</li> <li>○ 前期高齢期における予防・指導が重要である。例えば口腔ケアは医療費の適正化にも効果がある。</li> <li>○ 若い頃から予防に努めるインセンティブが働くような仕組みが必要ではないか。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 生活習慣病・慢性疾患対策については、医療の標準化の推進も重要ではないか。</li> <li><input type="radio"/> 患者1人1人の受診行動や意識も変えていく必要があるのではないか。</li> <li><input type="radio"/> 心身の特性は75歳を境とせず連続的に変化しているとみるべきなのではないか。</li> <li><input type="radio"/> 年齢層ごとの特性に応じた医療の在り方という観点自体に疑問がある。</li> </ul>
--	---

3. 高齢者医療制度 ＜基本的な考え方＞	
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 社会保険方式の維持</li> <li><input type="radio"/> 65歳以上の者を対象とし、75歳以上の後期高齢者と65歳以上75歳未満の前期高齢者のそれぞれの特性に応じた新たな制度 ・老人保健制度・退職者医療制度の廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 紹介と負担の緊張関係、関係者間の緊張関係が存在し、利害関係が明確になる点で社会保険方式は優れており、多くの税を投入することは適切ではない。</li> <li><input type="radio"/> 社会保険方式ではなく、税で医療を保障してもよいのではないか。</li> <li><input type="radio"/> 将来における制度の一本化を見据えた上で新たな高齢者医療制度について議論をすべきではないか。</li> <li><input type="radio"/> 独立制度や医療費負担の調整に関する議論の前に、国保の低所得者対策を論ずることが必要ではないか。</li> <li><input type="radio"/> 後期高齢者の医療を考える際の基本は、医療費の適正化ではないか。</li> <li><input type="radio"/> 集団としてみれば75歳を境として生理的な特性に大きな変化が見られる。一方、後期高齢者に対するケアの手法の中には、医療として質が高く医療費の節減効果が大きいにもかかわらず、現在は保険適用されていないものも存在している。新たな高齢者医療制度を設計するに際しては、後期高齢者について、従来の臓器別・疾患別の治療ではなく、全人的なケア、機能維持、老年疾患の予防など</li> </ul>

- ・ 医療保険給付全体における公費の割合を維持
- ・ 世代間・保険者間の保険料負担の公平化及び制度運営に責任を有する主体の明確化

- を重視した、従来とは異なるコンセプトの医療制度を設けることが適切である。
- 後期高齢者の医療については、老衰という要素もあり、提供すべき相応しい医療の内容が若齢期とは異なるのではないか。
  - 医療保険は疾病リスクに備える保険であるが、確率的にリスクが高い集団である後期高齢者を含めて一つの保険制度を運営することは難しい面もあり、別立てとする考えも理解できる。
  - 高齢者を別立てにすることは理解できるが、年金制度・介護保険制度との相違について国民が理解し納得できるようにすべきではないか。
  - 別立てにした場合には、加齢に伴い、異なる制度をスムーズにわたっていけるようなすることが重要ではないか。
  - 75歳以上を別立てにすることについては、医療の在り方からではなく、財政的な限界、公費の重点化という点から議論した方が分かりやすいのではないか。
  - 医療保険制度全体の中で支援や公費投入を行っていく仕組みとして考えれば、「独立」ということを強調する必要はないのではないか。
  - 75歳という年齢で区分する考え方も理解できるが、前期高齢者も後期高齢者も年金受給者であることを考えれば、年金受給者に対する医療保障を如何に行うかという観点から制度を考えるべきではないか。
  - 75歳以上を独立させることが、本当に国民にとって安心できる制度の構築につながるか、議論が必要ではないか。
  - 75歳以上というハイリスクグループを別立てにして財制的にも自立した保険制度として成立するか。
  - 後期高齢者医療制度を、どこまで「保険」として捉えることが可能か。扶助の概念が入ってこないか。

<保険料>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○保険料の水準           <ul style="list-style-type: none"> <li>・現役世代との均衡を考慮した適切な負担</li> </ul> </li> <li>○低所得者への配慮</li> <li>○保険料徴収の在り方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 後期高齢者医療制度の保険については、後期高齢者が「明日は我が身」との気持ちをもって、疾病に関するリスクに備えるため保険料を納める気持ちになり、また、給付と負担のバランスが取れる仕組みにできるか否かが重要である。</li> <li>○ 医療保険において、応益の負担が重ければ滞納につながり、滞納は医療を受ける機会を失わせ、生命に危険を及ぼすということを考えれば、保険料の負担については応能を基本とすべき。</li> <li>○ 保険料の負担能力については、個人単位ではなく、世帯単位で計るべきである。</li>   <li>○ 前期高齢者と後期高齢者の保険料負担が著しく異なるような事態は生じてはならない。</li> <li>○ すべての高齢者から保険料負担を求めるべきである。また、保険料の賦課に際しては、低所得者対策を講じつつ高齢者の資産を考慮に入れ、徴収については年金から行うべきである。</li> <li>○ 前期高齢者の被扶養者からの保険料徴収について、年金受給権者であっても、生活の実態は様々であることを考慮すべきである。また、後期高齢者個人に加え、前期高齢者の被扶養者から保険料を徴収することは、若齢期の被扶養者すべてから保険料を徴収するという議論につながるのではないか。</li>   <li>○ 食費負担やホテルコストも含め、患者負担についても検討すべきである。</li> </ul>

<社会連帯的な保険料>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「社会連帯的な保険料」の性格</li> <li>○ 「社会連帯的な保険料」の費用負担の方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢化に伴う現役世代の負担増は避けられない構造問題であると考えれば、社会連帯的な保険料について重要なことは、「分かりやすく」「公平で」「透明な」制度とすることを基本的な理念とすべき。</li> <li>○ 社会連帯的保険料については、自分のリスクに関する負担でないという点では保険料と言えないが、国民全体を保険集団と考えるならば、保険料として整理することも可能ではないか。</li> <li>○ 年金の賦課方式と同じく、若いときに高齢者を支えたことが高齢期における医療を受ける権利を保障する仕組みであれば、社会保険方式として一理ある。</li> <li>○ 老人医療拠出金と社会連帯的な保険料との相違が明らかでないとしても、現役世代による高齢者のための負担が必要であること自体は否定できないのではないか。また、高齢者の保険料負担に限界があることを考えても、現役世代からの支援が必要ではないか。</li> <li>○ 現役世代からの支援は消費税により行うのも一案ではないか。</li> <li>○ 社会連帯的な負担の必要性を否定するものではないが、保険者努力と無関係に拠出金額が決定される現行の老人医療拠出金制度との相違が明らかにならねば、社会連帯的保険料を評価することは困難。</li> <li>○ 「保険料」と称するのであれば、反対に給付を受ける権利がなければ国民の納得を得られないのではないか。</li> <li>○ 短期保険としての医療保険制度において、社会連帯的保険料をどのように考えるか。</li> <li>○ 所得再分配を担っている制度として公的年金制度があるが、医療保険制度において年金をどのように考えるか。</li> <li>○ 世代間扶養の機能は、高齢者医療制度以外にも、年金制度と介護保険制度が有し</li> </ul>

ており、これらの制度を通じて現役世代の負担を考えるべきである。

- 社会連帯的保険料の概念ではなく、現役世代が高齢者のために負担をしてもよいと納得できるかどうかが重要である。
- 医療保険制度を詳しく知らない20代、30代の若者が、高齢者のための保険料負担をどのように考えるかということが重要ではないか。
- 現役世代の理解・納得を得ること、また、保険者機能を発揮させるためのインセンティブを設けることは重要である。
- 制度を超えた現役世代に求めるとすれば、負担を求める高齢者の医療費について徹底した適正化を図ることが必要ではないか。
- 後期高齢者を独立させると、医療保険保険者の健康投資インセンティブは低下するので、例えば、保健事業を熱心に行う医療保険保険者には後期高齢者に対する支援金の負担を減らすなど、健康投資へのインセンティブスキームを設けてはどうか。
- 医療保険保険者のみならず、被保険者に対するインセンティブスキームも検討すべきではないか。
- 保険者の努力が反映される仕組みの構築という観点からは、「突き抜け方式」が相応しい。